

物価高対応 子育て応援手当 を支給します!

問合せ先 市役所こども支援課 (☎31-4540)

2025(令和7)年11月に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」において、0歳から高校生年代までのこどもたち1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが決定しました。

●支給対象児童

- ①2025(令和7)年9月分の児童手当の支給対象児童(2025(令和7)年9月に出生した児童については10月分)
- ②2025(令和7)年10月1日から2026(令和8)年3月31日までに出生した児童

●支給対象者

上記①児童手当受給者、または上記②の保護者のうち生計を担っている方

●支給額

支給対象児童1人当たり2万円



●申請方法と支給日

A. 申請が不要な方(3月12日(木)支給)

- ①2025(令和7)年9月分(10月支給分)の児童手当を釧路市から受給した方
- ②2025(令和7)年10月1日から2025(令和7)年12月16日までに出生した児童分の児童手当に係る申請を釧路市で行った方(児童手当の手続きが完了していない方を除く)
※申請が不要な方には、支給前に案内通知等を発送しています。原則、児童手当で指定している口座に振り込みます。

B. 申請が必要な方(3月下旬以降随時支給予定)

- ①2025(令和7)年12月17日以降に、出生した児童分の児童手当に係る申請を釧路市で行った方(2025(令和7)年12月16日時点で児童手当の手続きが完了していない方も含む)
- ②2025(令和7)年10月1日以降に離婚(離婚調停中も含む)し、新たに児童手当の受給者となった方
※申請書(市役所こども支援課窓口で配布)を郵送や窓口で提出してください。
- ③公務員の方
※勤務先の職場で配布される申請書(児童手当受給証明を受けたもの)に必要事項を記入し、市ホームページからオンライン申請または窓口や郵送で提出してください。

●申請期間

受付中~2026(令和8)年4月30日(木)(窓口・郵送必着)

※DV被害によりお子さんと避難されている方は本手当を受け取ることがある場合がありますので、ご相談ください。

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに!

問合せ先 市役所戸籍住民課 (☎61-5031)

入学、就職等により引っ越しをされる方は、住民票の異動の届け出(転出届、転入届、転居届等)を忘れずにしましょう。

また、マイナンバーカードの住所変更手続きも必要です。本人以外の方が届け出を行う場合、委任状が必要です。



住民票の住所変更について

◆釧路市から他の市区町村に転出される方



◆他の市区町村から釧路市に転入される方

転出証明書をお持ちの方は、忘れずにお持ちください。



◆釧路市内で転居される方



◆マイナンバーカードをお持ちの方は、特例転出・転入を利用することができます。

詳しい手続きについては、こちらからご確認ください▶



マイナンバーカードをお持ちの方は、忘れずにご持参ください。

◆マイナポータルからオンラインでの転出手続き

マイナンバーカードをお持ちの方は、釧路市から釧路市外の市区町村(国外を除く)へ引っ越しをする時の手続き(転出届)について、オンラインで手続きを行うことができます(この場合、転出証明書の交付を省略します。転出届のために市役所へ来庁する必要はありません)。

詳しい手続きについては、こちらからご確認ください▶



戸籍住民課窓口業務の拡充について

3月と4月は、住民票の各種届け出が多くなるため、下記の日程で、市役所防災庁舎2階戸籍住民課の窓口を開設しますのでご利用ください。

- 3月28日(土) ……午前8時50分~午後3時00分
- 4月4日(土) ……午前8時50分~午後3時00分
- 4月5日(日) ……午前8時50分~午後3時00分

■通常の取扱業務(戸籍住民課窓口)

・戸籍謄抄本、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書

■拡充して取り扱う業務(戸籍住民課窓口)

・転出、転入、転居等の届け出の受付、新規印鑑登録申請、マイナンバーカードの住所変更
詳細は市ホームページでもご覧いただけます▶



マイナンバーカードの住所変更について



住所変更等で、マイナンバーカードの記載事項を変更する場合、カードを窓口へ提出してください。表面の追記欄に新情報を記載します。また、ICチップ内の情報更新するため、暗証番号の入力が必要になります。

手続きには時間に余裕を持って

年度末と年度初めの窓口は大変混み合います。異動の届け出と同時に、住民票の写しの請求、印鑑登録等を申請される方は長時間お待ちいただく場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。